

# 第 2 1 期

## 第 1 0 回大分県内水面漁場管理委員会

### 議 事 録

開催日時 令和 6 年 7 月 2 5 日 (木) 1 5 時 3 0 分

開催場所 大分市大手町 3 - 1 - 1  
大分県庁舎本館 8 階 8 1 会議室



第21期大分県内水面漁場管理委員会 第10回委員会

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 15時30分
2. 開催場所 大分県庁舎本館8階81会議室
3. 出席委員 坂井美穂  
手島勝馬  
北村東太  
久寿米木 洋子  
北西 滋  
宮名利 光 廣  
岩本 郁 生 (会長、議長)  
園田 賢 文  
藤本 勝 美  
  
欠席委員 飯倉 速 美  
  
農林水産部 大屋審議監  
  
漁業管理課 堀主幹 (総括)、中川主幹、野田主査、利光主事  
  
水産振興課 大塚課長、入江技師  
  
臨席者 幸 一男(鶴崎漁協)、幸 敏明(鶴崎漁協) 三ヶ尻孝文  
(北部振興局)
4. 議事録署名委員 手島委員、北村委員
5. 審議事項及び審議結果  
第1号議案 令和5年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について  
審議の結果 報告のとおり確認した  
第2号議案 令和6年度第五種共同事業の増殖計画について  
審議の結果 報告のとおり確認した  
第3号議案 公共用水面からのこいの持ち出しの制限について  
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した  
第4号議案 公共用水面へのこいの放流の制限等について  
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第5号議案 審議の結果	知事許可漁業の制限措置及び申請期間について 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第6号議案 審議の結果	山国川漁業協同組合遊漁規則の変更について 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第7号議案 審議の結果	玖珠郡漁業協同組合遊漁規則の変更について 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第8号議案 審議の結果	日田漁業協同組合遊漁規則の変更について 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した
第9号議案 審議の結果	大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について 原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した

## 6. 審議概要

総括 それでは、ただいまから第21期第10回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本年度から事務局次長を務めます堀です。本来なら本年度から事務局長を務めます大石が進行を務めるところでしたが体調不良のため本日欠席により、代わって務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中9名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

最初に、大屋審議監からあいさつを申し上げます。

大屋審議監 ( あいさつ )

総括 ありがとうございます。

ここで、お手元の「職員出入り表」をご覧ください。令和6年4月1日付けの人事異動にともない、事務局の関係職員の異動はありましたので、自己紹介をお願いします。

(堀総括、野田主査、利光主事 自己紹介)

続いて資料の確認をいたします。本日は資料をタブレットで用意しております。タブレットの画面に議案書がありますので確認してください。

タブレットの操作に不都合が生じた場合は、議事進行中にかかわらず、挙手をお願いいたします。担当の者が操作の補助を行います。

紙の資料も用意しておりますので、紙資料の必要な方は挙手をお願いいたします。

また、令和6年4月1日付けで更新した「大分県の漁業権」の冊子と全国内水面漁場管理委員会連合会の会報をお配りしておりますのでお持ち帰りください。また、議事終了後説明いたします「海づくり大会へのご案内」と「親睦会の決裁の報告」もお配りしております。資料はおそろいでしょうか。

それではこれより議事に入ります。

大分県内水面漁場管理委員会事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以後の進行を岩本会長をお願いいたします。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本日は、手島委員と北村委員にお願いします。

本日は、9つの議案を審議する予定となっております。スムーズな運営に努めて参りますので皆様方のご協力をお願いします。

それではこれより議事に入ります。

第1号議案の「令和5年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」と第2号議案の「令和6年度第五種共同漁業の増殖計画について」とは、相互に関連がありますので、これを一括して審議したいと思います。

まず、事務局から提案理由を説明してください。

総括 それでは第1号議案と第2号議案につきまして、一括してご説明します。

お手元の議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案「令和5年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」です。内水面における第五種共同漁業の免許の要件として、漁業法第168条に「当該漁業の免許を受けた者が、当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。このため、令和5年度の増殖実績について、漁業権者である各内水面漁協からの報告に基づき、増殖義務に見合った実績になっているかを確認していただくものです。

なお、本県では当該年度の組合総経費の30%以上を増殖事業に充てることとしています。

議案書の3ページをご覧ください。

令和5年度最終実績表を載せています。この表は、令和5年度の組合決算に基づき組合経費総計及び増殖事業に要した経費を魚

種ごとに作成したものです。

なお、令和5年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年7月19日に開催されました第21期第8回委員会でご確認をいただいております、その資料を4ページに掲載しています。

最初にこの表の見方についてご説明しますので3ページの表の1番上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

①は、組合の年間の総経費です。

②は、増殖事業費の内訳です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業の内訳で、④が種苗放流、⑤が産卵場造成、⑥がその他となっていて、上の欄が量で、下の欄が金額です。

最後の⑦は各漁協ごとの特事情や、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということに記載しています。

さて、確認事項となります③の「増殖事業費割合」につきまして、各漁協の状況を見てみますと、免許番号1の山国川漁協ですが、44.0%と30%を超えています。

以下、免許番号2の一番上の駅館川漁協から免許番号12の津江漁協まで、すべての漁協において30%を超えています。

④の増殖事業の放流魚種別内訳で、こいの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされており、水産庁の指導に基づき「こいについては放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

県下における年間の増殖金額につきましては、②の増殖事業費の内訳の計の欄の1番下をご覧ください。9,243万円となっております、次のページに令和5年度の計画を掲載しておりますが、計画の9,180万8千円をうわまわる増殖事業が実施されております。

続きまして、5ページの第2号議案「令和6年度第五種共同漁業の増殖計画について」です。各漁協の増殖計画については、次の6ページをご覧ください。

この表は、先ほどの令和5年度の増殖実績一覧表と同様の様式で、各漁協の総会で承認された内容を取りまとめて、令和6年度の増殖事業計画として魚種別に示したものです。

一覧表の③の増殖事業費割合欄をご覧くださいとおわかりのように、山国川漁協の44.2%からはじまり、免許番号12の津江漁協の63.1%まで各漁協それぞれ増殖義務の基準値である

30%を超えています。

したがって、各漁協の増殖実績及び計画については、増殖義務に見合ったものであると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見があればお伺いします。

園田委員 初歩的な質問ですが、6ページの計画書のあゆのところですが各漁協毎に単価が異なるのはなぜでしょうか。

中川主幹 漁協毎に種苗の購入先や、放流サイズが異なるため単価が異なります。

手島委員 例えば四万十川だと1万円/kgとか、川毎にブランドがあり金額が違います。

園田委員 違うところから購入するから価格が異なるのですね。  
素人考えですが、河川毎に、水害の事情とか色々あるでしょうが、大分県内で「このあゆが良いな」というのがあれば、一緒の単価でそのあゆが放流できればと単純に思ったもので。

手島委員 河川によって、うち（日田）みたいに、生産した稚魚の放流を主にしているところと、天然遡上が主体のところがあります。天然遡上主体の川の方があゆは単価が高くなるようです。

議長 天然稚魚の方が単価が高いのですね。

手島委員 購入する際も、天然遡上のものを河川や海でとった天然稚魚の方が、単価は高いです。

園田委員 なるほどそういうことで、稚魚の単価が異なるのですね。わかりました。

議長 よろしいでしょうか、他にご意見もないようですので、まず、第1号議案について審議いたします。第1号議案については、報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第1号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第2号議案について審議いたします。第2号議案については報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第2号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第3号議案の「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」と第4号議案の「公共用水面へのこいの放流の制限等について」とは関連がありますので、一括して審議することとします。

事務局は提案理由を説明してください。

総 括 議案書の7ページをご覧ください。第3号議案「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」です。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により知事が定めた公共用水面からコイを持ち出しての他水域への放流を禁止しています。

「公共用水面」というのは、公共の用に供される河川等の水域のことです。

次に、第4号議案の「公共用水面へのコイの放流の制限等について」ですが、11ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により公共用水面にこいを放流する場合の要件を義務づけるとともに、公共用水面へのこいの遺棄を禁止しています。

この第3号議案と第4号議案の委員会指示の有効期間が本年8月31日で終了するため、知事から大分県内水面漁場管理委員会会長あて、昨年と同様の内容で、令和6年9月1日から翌年8月31日までを新たな有効期間とした委員会指示の発出が依頼されています。

8ページをご覧ください。知事から本委員会会長あての依頼文の写しを掲載しています。

依頼の内容は、①といたしまして、こいを持ち出しての他水域への放流禁止、②といたしまして、こいを放流する場合の要件の義務づけ、③といたしまして、公共用水面へのこいの遺棄禁止の3項目を内容とする委員会指示の発出要請です。



委員会指示の内容については、それぞれの告示案で説明いたします。9ページをご覧ください。こちらは要望①に対応した委員会指示の案です。

漢数字一の「指示の内容」として、「公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、ま又はかかっていると疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。」としています。1行目「公共用水面及びこれと接続一体を成す水面」とは、河川はもちろんこと、河川とつながっているため池などを想定したものであり、河川に生息するコイが移動可能な水域をもれなく示す表現としています。

3行目「委員会が承認した場合」とは、試験研究などの場合を想定しており、事務局において放流の目的等を確認し、必要性が認められれば承認することとしています。同じく3行目「こいを持ち出して他の水域に放流してはならない」とは、他の河川等に放流してはいけないということです。

また、5行目で、知事が水域の範囲について速やかに公表することが規定されています。次の10ページに知事が公表する告示を掲載していますが、これらの水域は、これまでにコイヘルペスウイルス病が発生している水域ということになります。

現行の委員会指示の有効期限が8月31日までとなっていることから、これらの水域についても新しい委員会指示に基づいた形で改めて県のホームページや県報告示で公表を行う予定です。

9ページにお戻りください。漢数字一の3行目漢数字二の「指示の期間」は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間としています。

次に、12ページをご覧ください。こちらは要望②と③に対応した委員会指示の案となります。

漢数字一の「指示の内容」において、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。」し、放流を行う際の要件を、1の(一)において「コイヘルペスウイルス症の発生が確認された水域のこいでないこと」、(二)において「PCR検査の結果が陰性であること」と定めます。

また、2では「生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体と成す水面へのこいの遺棄」を禁止します。

漢数字二の「指示の期間」は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの1年間としています。

ここで、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、担当課の水産振興課からご説明いたします。

## 水産振興課

水産振興課の入江です。

資料13ページの「内水面漁場管理委員会資料コイヘルペスウイルス病」と表記している資料をご覧ください。

14ページをお開きください。まず、コイヘルペスウイルス病の概要についてご説明させていただきます。この病気はマゴイやニシキゴイがコイヘルペスウイルスに感染することで発症します。

このウイルスはコイだけに感染して他の魚に感染することはありません。人に感染することもなく、仮に感染したコイを食べても人体に影響が及ぶことはありません。

一方で、感染したコイの死亡率は高く、養殖業などに大きな被害を及ぼします。主な感染経路は接触感染であり、潜伏期間は2～3週間とされています。感染の有無はPCR検査等によって診断できますが、治療法は今のところありません。

発生状況について、コイヘルペスウイルス病は国内外で発生しており、日本では47都道府県全てで発生が確認されています。そのため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定され、養殖業において発生が確認された場合は、同法に基づくまん延防止措置がとられます。

次の15ページをご覧ください。疾病の全国並びに本県での発生状況を示した資料です。1の2)をご覧ください。令和6年度の全国のコイヘルペスウイルス病の発生状況ですが、6月24日までに、東日本で6件、島根県で1件の合計で7件の発生が確認されています。

2に本県の発生状況を示しています。2)をご覧ください。平成15年から令和6年現在までの発生状況を示しています。平成21年度以降は未報告水域での発生のみを計上していますが、平成22年10月以降は未報告水域での新たな発生は確認されておりません。

一方で、国は、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止の観点からコイの放流は自粛する方針を掲げており、今年度も継続しております。このため、引き続き感染拡大を防ぐために委員会指示を发出していただき、蔓延防止の措置をお願いいたします。

続いて、16ページは過去本県で発生した場所を地図に落とし

たものです。

17ページをご覧ください。この資料は、県内の主な河川等における発生場所を水域等で分けした地図です。既発生水域を赤色、未報告水域を青色で示しています。

18ページはコイヘルペスウイルス病が疑われる場合の対応方針を示しています。もし異常があった場合には、この資料をもとに対応します。

コイヘルペスウイルス病については、以上です

総 括 以上で、第3号議案と第4号議案の説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

コイヘルペスによって放流ができなくなって久しいですが、再開に向けて国の新しい知見や方針がありますでしょうか。

入江技師 毎年実施している令和5年度こい放流試験技術連絡協議会の報告内容を紹介させていただきます。この協議会は放流試験を実施している県と国の研究機関の情報交換の場です。令和5年度は2県で放流試験が行われており、これまでのところこいの大量死などは確認されていません。

国の今後の展望について、水産安全室に確認したところ、放流に関しては、情報収集を行っている段階であり、現状では放流自粛をお願いする方針は変わらないということでした。

このため、大分県も議案にお謀りしているとおり、これまでと同様の委員会指示を発出して頂き、こいの放流については、事前にPCR検査を行い、安全性が確認された場合のみ放流を可能とする枠組みは維持することとしております。

議 長 ありがとうございます。放流試験をした2県の都道府県はどこですか。

入江技師 福岡県と埼玉県です。

議 長 他にご意見ありませんか。無いようですので、まず、第3号議案について審議します。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第 3 号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。

次に、第 4 号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第 4 号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。

次に第 5 号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

総 括 議案書の 19 ページをご覧ください。

うなぎ稚魚漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項及び法第 171 条第 4 項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

20 ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

21 ページをご覧ください。知事許可漁業の制限措置及び申請期間について説明いたします。「1 制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」をご覧ください。

昨年 9 月に漁業調整規則第 4 条第 1 項のウナギ稚魚漁業に係る規定の施行に伴い、知事許可漁業に移行しましたウナギ稚魚漁業、いわゆるシラスウナギ漁について、許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。「うなぎ稚魚漁業」は、海面又は内水面において、夜間に灯火で水面を照らしながら、すくい網によりうなぎ稚魚を採捕する漁業で、漁獲対象種は「全長 13 センチメートル以下のうなぎの稚魚」です。

公示の背景としましては、許可の有効期間の満了に伴う許可の更新です。

本件公示の制限措置の内容については、実際の公示案により説

明します。次の22ページをご覧ください。

ウナギ稚魚漁業につきましては、ウナギ資源保護の観点から、①自ら養殖に用いるウナギ稚魚を採捕する養殖業者、②養殖業者へのウナギ稚魚の供給を目的に採捕する内水面漁協、③ウナギ稚魚を大きく成長させて放流するために採捕する内水面漁協の3者に限定して許可を行っており、今年度も同様の観点から制限措置案が作成されております。従って、基本的に昨年度の内容と同様となっておりますので、代表して表の一番上の「番号15-1-1」で概要を説明します。

右の欄から、漁業種類はうなぎ稚魚漁業で、許可すべき船舶等の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数はいずれも「定めなし」です。

操業区域は文言で表記しているとおりでありますが、24ページに地図を掲載しています。15-1-1ですが「中津市から豊後高田市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第1号、内共第2号及び内共第9号の共同漁業権の漁場区域を除く。」となっております、青色で示した区域となります。

22ページにお戻りください。次に漁業時期ですが、「1月15日から4月30日まで」としてあります。なお、漁業時期については、例年水産庁から示される技術的助言に基づいて、この漁業時期の間で、実際に採捕することができる期間を許可の条件として定めることとなります。

次の欄の漁業を営む者の資格は、「次の(1)及び(2)に該当する者。(1)内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可(以下「指定養殖業の許可」という。)を有する者(以下「養殖業者」という。)であつてにほんうなぎの池入割当量を有する者。(2)大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づき、当該操業区域の令和6年採捕実績(以下「採捕実績」という。)を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。」としてあります。昨年度の制限措置では、許可漁業への移行後初めての制限措置であったことから、従来の特別採捕許可の採捕実績を資格として規定していましたが、今回は許可漁業移行後2回目の許可となりますので令和6年の許可漁業の採捕実績に修正しています。

なお、番号15-1-1から15-1-4までが養殖業者、次のページの15-2-1が養殖業者への供給を目的に採捕する内水面漁協、15-3-1が放流用に採捕する内水面漁協に対する許可の制限措置となっております。

一番右の欄の申請期間については、次の項目で説明します。以上が、制限措置の内容についての説明です。

25ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合は、公示の日から許可の有効期間中はいつでも申請可能とする周年とします。今回は、後者に該当するため、申請期間は周年となっています。申請期間については以上です。

なお、ご参考までに「許可の有効期間」については、大分県漁業調整規則に規定されているとおり、許可の日から1年間となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間については以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第5号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

審議監からの挨拶にもありましたが、今年は豊漁で警察と取締職員がパトロールをしたということでしたが、違法の検挙とかはあったのでしょうか。

大屋審議監 中津の方で検挙がありました。検察に送致しています。

園田委員 密漁ということですか。

総括 許可を持っていない人が採捕したので密漁です。

北村委員 採捕する人は、わかりやすい表示などをしているのでしょうか。

総括 採捕従事者証を携帯し、帽子とかを着用しています。

手島委員 今年大分県では50kg程度採れたということですが、販売価格はどれくらいでしょうか。

野田主任 一尾100円と聞いております。

手島委員 それは、採った人が売った価格でしょうか。そんなものでしょ

うか。

野田主任        そうです。聞き取りではそのように聞いております。

手島委員        宮名利さんところはどれくらい採れたのですか。

宮名利委員     取引価格は、大分県だけでなく宮崎県など周辺の県の採れる状況によって、価格が決まっているようです。

うちの池では2kgまで採れるのですが、現在許可があるのは3名だけなので、今年は1kgちょっとしか採れませんでした。

議 長            よろしいでしょうか。他に意見はありませんか。他にご意見もないようですので、第5号議案については原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同        異議なし。

議 長            異議がないようですので、第5号議案は原案のとおり異議のない旨を知事に答申することとします。

続いて第6号議案の「山国川漁業協同組合遊漁規則の変更について」、第7号議案の「玖珠郡漁業協同組合遊漁規則の変更について」、第8号議案の「日田漁業協同組合遊漁規則の変更について」及び第9号議案の「大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

総 括            第6号議案から第9号議案については、漁協毎の遊漁規則の変更についてですので、一括して説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。漁業法第170条第3項の規定に基づき、山国川漁協から知事に認可申請があった遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

次の27ページが、県知事から本委員会あての諮問文書です。諮問文書の内容は、いずれの内水面漁協についても同様ですので、重ねての説明を割愛します。

次に、遊漁規則の変更内容について説明します。

28ページをご覧ください。山国川漁協の遊漁規則の変更内容です。変更内容は、電子遊漁券について新たに規定を設けるもので、変更の理由は、電子遊漁券を導入することにより利便性の向上及び遊漁の拡大を図るものです。

次の29ページをご覧ください。遊漁規則の新旧対照表を記載しています。

第6条にオンラインシステムで遊漁料を納付できることについて追記しています。また、オンラインシステムでは電子遊漁券発行業者の様式にて電子遊漁券が発行されることから、現行の第7条にて定めていた遊漁承認証の様式に代えて、遊漁券における記載事項を列記するよう変更しています。最後に、遊漁券販売所を定めた別紙について、電子遊漁券販売業者を追記しています。

次の30ページをご覧ください。知事が遊漁規則を認可する要件として、漁業法第170条第5項では「遊漁を不当に制限するものでないこと」と「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の二つが定められています。

本件の場合、電子遊漁券を導入することにより利便性の向上及び遊漁の拡大を図るものであり、遊漁の制限には該当しません。

また、遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。

参考までに31ページから34ページに現行の遊漁規則を掲載しています。

次に、第7号議案 玖珠郡漁協の遊漁規則の変更内容を説明します。35ページが議案、36ページが県知事からの諮問文となります。37ページをご覧ください。変更内容は、遊漁販売店の名称を変更すること及び追加することで、変更の理由は、遊漁販売店に名称の変更及び追加があったことです。

次の38ページをご覧ください。遊漁規則の新旧対照表を記載しています。第7条第2項第12号の山浦川キャンプ場の名称がヤマウラベースに変更になりました。まだ、13号として「かめや釣具 萩原店」を追加します。

次の39ページをご覧ください。遊漁規則の認可要件ですが、今回の変更は遊漁の不当な制限や遊漁料の変更には該当しないため、2つの要件を満たしていると考えられます。これらより、玖珠郡漁協の遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。参考として40ページから43ページに現行の遊漁規則を掲載しています。

次に、第8号議案 日田漁協の遊漁規則の変更内容を説明します。44ページが議案、45ページが県知事からの諮問文です。46ページをご覧ください。変更内容は、1 ふな及びえのほに係る全長制限の新設、2 第7条第9項アにおける禁漁区の表現



の整理、及び3 第7条第9項イにおける採捕禁止区域の新設の3点です。

変更理由について説明します。まず、「ふな及びえのはに係る全長制限の新設」の変更理由からです。これまで行使規則ではこい及びうなぎに加え、ふな、えのはについて制限を設けていました。一方で、遊漁規則においては、こい及びうなぎについてのみ制限が設けられており、ふな及びえのはについては制限がありませんでした。全長制限は、小型魚の保護を目的としたものであり、行使規則と遊漁規則で取扱いを統一することが望ましいと考えられるため、行使規則と同じ内容で遊漁規則に規定するものです。

次に「禁漁区の表現の整理」の理由についてですが、当該禁漁区は大分県漁業調整規則第41条で規定される禁漁区を確認的に規定しているのです。当該区域の記載について、大分県漁業調整規則と一致しない部分があったことから、記載を大分県漁業調整規則の表現に統一するものです。

次に「採捕禁止区域の新設」の理由についてですが、これまで行使規則には採捕禁止区域として規定していたところ、遊漁規則には同様の規定がなかったことから、新設するものです。

47ページから48ページに新旧対照表を、49ページ及び50ページに新設される採捕禁止区域の位置図を記載しております。

次の51ページをご覧ください。遊漁規則の認可要件ですが、今回の全長制限及び採捕禁止区域の新設については行使規則に合わせた変更であること、禁漁区の記載の変更については実際の制限内容に変更が生じないこと、以上のことから遊漁の不当な制限には該当しないと考えられます。

また、いずれも遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、日田漁協遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。

参考として、52ページから57ページに現行の遊漁規則を、58ページから63ページに行使規則を掲載しています。

最後に、第9号議案 大分川漁協の遊漁規則の変更内容を説明します。64ページに議案、65ページに県知事からの諮問文を掲載しています。66ページをご覧ください。変更内容は、漁具・漁法を魚種別に整理し記載すること及び遊漁販売店の整理です。

漁具・漁法の整理に関する変更の理由からご説明します。資料の67ページの新旧対照表をご覧ください。現行の遊漁規則（右

の欄) 第3条第3項の表では、あゆ、こい、うなぎ以外はまとめて遊漁の方法(漁法)が規定されていますが、魚種によっては通常利用されない漁法が設定されるなど、分かりにくい規定となっていたため、今回魚種ごとに漁法を整理するものです。なお、行使規則についても同様の規定であったため、魚種別に漁法を整理する改正のための申請が行われております。

加えて、わかさぎについては、たも網による遊漁を解禁することとしています。

68ページは、魚種ごとに今回の遊漁規則の変更によりどの漁法が変更されているかをまとめたものになります。遊漁規則の申請と同日付けで申請のあった行使規則の変更案を77ページから83ページに添付していますが、今回遊漁規則の変更により使用できなくなった漁法については、いずれも行使規則の変更案でも使用できないこととなっていることから、今回の改正により組合員と遊漁者に差異を生じさせるものではありません。

資料の66ページにお戻りください。「遊漁販売店の整理」の理由について説明します。これまで設定していた遊漁販売店について、廃業した販売店があったことから、これを削除するものです。67ページの新旧対照表の第7条第3項の表をご覧ください。大分市の神力商店と由布市の土師青果店を削除します。

69ページをご覧ください。遊漁規則の認可要件ですが、遊漁の方法を整理したことに伴い、使用できなくなる漁具・漁法がありますが、実態に即した改正であるとともに、行使規則でも同様の変更を行うことから、遊漁のみを不当に制限するものには該当しないと考えています。また、遊漁販売店の変更については、遊漁の制限には関係がありません。したがって、今回の変更は遊漁を不当に制限するものではないと考えています。

また、いずれも遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、大分川漁協の遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。

最後に、以上説明しました4漁協の改正遊漁規則の施行予定時期は認可の日とされており、令和6年8月中の認可を予定します。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から第6号から9号議案まで説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

勉強不足で申し訳ありませんが、電子遊漁券とはどのようなものですか。紙とかではないですね。

手島委員 釣りチケットとかフィッシュパスとかいうものです。監視員のスマホから遊漁者が購入した券の種類や位置情報もわかるようになっていきます。

宮名利委員 川の地図にパスの購入者が赤い点がでます。実際の人数を数えて赤い点より数が多ければ、電子券を買っていない人がいるということになります。釣り具店に行って遊漁券を購入する必要がないので便利です。お金は振り込みとかです。

議 長 そういうものですか。わかりました。

園田委員 全国展開されてますが、若い人向けですね。お年寄りにはちょっと難しいですね。

久寿米木委員 電子パスは、他の漁協さんでも導入予定でしょうか。

手島委員・宮名利委員 どんどん増えてきています。

園田委員 監視員は、大変ですね。買っているけどスマホを忘れたとか言われたら。

手島委員 電波の届かないところはダメですね。また、スマホを忘れた場合は、「買ってない」という扱いにしています。

議 長 わかりました。よろしいですか。他にご意見ございませんか。では、まず、第6号議案の「山国川漁業協同組合遊漁規則の変更について」は、県知事が原案を承認することについてご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

次に、第7号議案の「玖珠郡漁業協同組合遊漁規則の変更について」は、県知事が原案を承認することについてご異議ありませんか。

んか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

第8号議案の「日田漁業協同組合遊漁規則の変更について」は、県知事が原案を承認することについてご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第8号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

第9号議案の「大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について」は、県知事が原案を承認することについてご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第9号議案については、原案のとおり承認することに異議のない旨を知事に答申することといたします。

次にその他の報告事項ですが、「①漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局から説明してください。

総括 議案書の84ページをご覧ください。

その他の①「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告義務を負っています。都道府県知事は、報告を受けた内容について、必要な事項を内水面漁場管理委員会へ報告することとなっているため、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定に基づき、県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。85ページが報告に係る鑑文です。

次に86ページをご覧ください。まず、1の「法の規定」についてです。

漁業法第90条第1項の規定により、漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義

務づけられています。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項と定められております。

また、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、内水面漁場管理委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、2の「報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年4月1日から3月31日までとしており、今回は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間が対象期間となります。具体的な報告内容については、次ページからの一覧表でご説明します。次の87ページをご覧ください。

表の構成ですが、左から順に「免許番号」「漁業権者」「漁業権の種類」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業日数又は操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」としております。

内共第1号を例にとりご説明します。漁業権者は山国川漁協です。免許は全て第五種共同漁業権で、魚種はうなぎ等計8種です。右から3番目にある漁獲量については、最も多いのが「あゆ漁業」で1,907kgとなっております。資源管理の取組として、漁業者による河川清掃や地元小学生との放流実施等に取り組んでいます。

そのほかの漁業権につきましても、同様の構成となっております。時間をお取りしますので、ご確認ください。

議案書86ページにお戻りください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。最下段の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

これらを判断する際のチェック項目について、国の示したチェックシートがございます。議案書の89ページをご覧ください。チェック項目を簡単に説明しますと、上から「1 資源管理の状況等の報告」では、「資源管理の状況等の報告が出ているか」、2、3の判断基準では、「漁業関係法令を遵守しているか」、「免許の適格性を有しているか」、「漁具や薬品の使用状況が適切か」、「漁場紛争への対応が適切か」、「資源管理を適切に実施しているか」、「漁場改善計画の取組が適切か」、「漁具等の放置がないか」、「危険物を使用していないか」、「漁場環境を悪化させていないか」、「有害物質を流出させていないか」、「魚類防疫の観点から適切な対応がとられているか」、「操業期間中、相当程度利用しているか」、「養殖密度が適切か」、「漁場の全てを利用しているか」、「漁場の持続的利用に向けた生産活動を行っているか」があります。なお、このチェックシートは海面の漁業権と同じものとなっているため、内水面の漁業権には該当しない項目もあるということをご理解ください。

87ページの表の一番右側「適切かつ有効」の判断の欄をご覧ください。漁協からの報告内容及び当課で把握している通報等の情報を踏まえ検討したところ、全ての漁業権において、漁場が「適切かつ有効」に活用されていると認められると判断しました。

よって、今回は漁業法第91条の規定による指導は必要ないと考えております。

報告については以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。ご質問・ご意見があればお伺いします。

園田委員 　　資源管理の状況等のところですが、漁協さんが実施している行事ということで理解してよいでしょうか。

総 括 　　はい。

議 長 　　他にご意見もないようですので、次にその他の②「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会」について、事務局から報告してください。

総 括 　　議案書の91ページをご覧ください。5月31日に、全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会が東京で開催され、岩

本会長が出席しましたので概要を報告します。

94ページをご覧ください。8の「議事」についてですが、第1号議案から第3号議案について、いずれも承認されています。

104ページをご覧ください。第2号議案の令和6年度事業計画案及び収支予算案についてを説明いたします。次の105ページから本年度の計画がのっています。106ページをご覧ください。7のブロック協議会ですが、当委員会は島根県で開催される西日本ブロック協議会へ参加する予定です。また、8の研修会ですが今年も昨年と同様にウェブでの開催が予定されています。

次に108ページをご覧ください。収支予算案ですが、収入の部の負担金についてです。昨年度は、総会の書面開催が続いたことにより繰越金が大幅に増加したため、負担金を徴収しませんでした。今年度からは徴収を再開することで承認されています。

110ページをご覧ください。第3号議案で承認された提案書については、令和6年7月5日に農林水産省、国土交通省、環境省等の各省庁に対し提案行動を行っております。

総会につきましては以上です。

議長

ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

他に無いようであれば、これで本日の議案及び報告がすべて終了しましたので、委員会を終了しますが、私の方から一つお願いがあります。

本日の議案で、規則の不統一を統一した議案がありましたよね。他の漁協でもそういった事例がないか確認して、早急に統一するようにしてください。皆さま、議事の進行についてご協力ありがとうございました。

手島委員

一つ良いですか。河川の汚れ、特に上流域にダムのあるところへ泥が流れてきて、良い苔が出来にくくなっています。これが下流域に広がってきています。全国会議でも言いましたが、ダムの修正をしていくよう国土交通省に言ってもらわないと、河川自体が河川での役割を果たせなくなっていると危惧しています。業界からも声をあげないといけないと思います。

園田委員

賛成です。県の人が動いてもらわないと。

手島委員

うちの川にあるダムも作って60年たちます。建築物としては100年持つといわれていますが、ダム下流域の管理について考えてもらわないと。流れてくる水が全然違うようで、底水が流れ

てきます。

宮名利委員 魚の住んでいない下の死に水が流れてくるのが良くないと思います。

手島委員 ダムには、利水で作ったところ治水で作ったところがあって、治水で作ったところがよくない。水力発電のために水溜めて、治水で利用するとき水をはらして栄養が多すぎる泥を流します。匂いがある時もあります。

藤本委員 そのとおりです。ヨシが生えて整備しても、一年たったら元にもどります。良い方法を考えて欲しいです。内水面から言ってもだめです。川を整備する時に良い石を残しておかないと。

手島委員 災害の後、現状復旧の工事をしますがそれが良くないです。河床が1 m以上下がっている時もあります。これでは、せっかく作った河床の構造物さえ壊れてしまいます。

土木事務所からは、「設計の段階で漁協の意見を入れていかないと」と言われています。土木のサイドの設計でいくと、高さをきれいにとってしまうので。県の土木には意見を言っていますが水産の方も目を光らせて欲しいです。

水産振興課 振興課の方には、河川の計画について定期的に照会がきます。その度に「漁業権者とよく話をして計画の策定をしてください」と伝えていますが、ただ、このように大水が頻繁になると、防災と水産資源のための保全を両立させるのは難しいと感じています。ただ、あきらめることなく声を発することが大切だと思います。

手島委員 日田に来たら、国の人や県の人に、いつも言っているのですが、復旧する時に縦方向に掘るのではなく、土地を買収して横にも広げていかないといけないと言っています。

園田委員 そうですね。現実には、降った雨がすぐに下流にそのまま流れていくようです。それを頭に置いておかないと。

議長 むすかしい問題ですね。なかなか結論がでる問題ではないですよ。17時も過ぎたことだし、このあたりでよろしいでしょうか。



総 括 長時間にわたるご審議お疲れ様でした。

以上、第 2 1 期大分県内水面漁場管理委員会第 10 回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和 6 年 7 月 25 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員